

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成24年 6月18日
【会社名】	株式会社ネットインデックス
【英訳名】	NetIndex Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 司
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市櫛ノ目第2地割32番地1
【電話番号】	0198 - 27 - 2851（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田六丁目5番12号
【電話番号】	03 - 6880 - 9811（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,027,616円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額 575,597,916円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

##### （1）【募集の条件】

発行数	2個（新株予約権1個につき12,187株）
発行価額の総額	4,027,616円 内金4,027,616円は当社に対する全債権（金銭債権510,716,581（返済予定平成27年2月27日及び平成27年5月21日）と営業債権38,305,000円（返済予定平成24年6月25日））の内代金4,027,616円の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）。
発行価格	2,013,808円（1個）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年7月4日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ネットインデックス経営企画部 東京都千代田区外神田六丁目5番12号
払込期日	平成24年7月4日
割当日	平成24年7月4日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行四谷支店
その他	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の割当日に新株予約権1個につき1億円を預託し（以下、預託した金員を「預託金」という。）、または当社に対する元本1億円以上の債権を当社に譲渡することを予約する契約（以下「予約契約」という。）を締結し、かつ、預託金または予約契約を行使時まで継続していることを要するものとします。なお、預託金に利息は付さないものとします。</p> <p>本新株予約権者が本新株予約権を行使した場合、預託金は、当該新株予約権の行使時の払込に充当し、また、予約契約は解除するものとします。</p> <p>本新株予約権者は、行使期間内に本新株予約権を行使することを確約しておりませんが、行使期間内に本新株予約権を2個のうちいずれも行使しないときは、当社に対し、違約金として、行使しなかった本新株予約権1個につき1億円を支払うものとします。この場合、当社は、行使期間の末日の翌日に、預託金を違約金に充当し、または、予約契約に基づき債権譲渡を完結し、違約金の支払に代えて債権を取得することができます。本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。</p> <p>一定の条件を満たした場合は、当社の意向に基づき、当社からの本新株予約権の行使指示も、当社による本新株予約権取得も可能な内容となっており、当社にとって、より有利で柔軟な資金調達方法を選択することができます。</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>

（注）1．今回行う第三者割当により発行される本新株予約権については、平成24年6月18日（月）開催の当社取締役会の決議によります。

- 2．申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとします。
- 3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 [ 第三者割当の場合の特記事項 ] 1 [ 割当予定先の状況 ]」をご参照ください。
- 4．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5．現物出資の目的とする財産の内容は、当社に対する債権549,021,581円（貸付債権501,459,907円、利息債権9,256,674円及び営業債権38,305,000円）の一部であります。
- 6．振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネットインデックス普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式24,374株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は12,187株とする。)但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額(同項第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、23,450円とする。但し、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)大阪証券取引所「JASDAQ市場」(取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下「JASDAQ市場」という。)金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項の定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金575,597,916円</p> <p>(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額4,027,616円に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額571,570,300円を合算した金額である。</p> <p>2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した数とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成24年7月4日から平成24年9月3日までとする。別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p> <p>また、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に記載する組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ネットインデックス経営企画部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行四谷支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日に新株予約権1個につき1億円を当社に預託し(以下、預託した金員を「預託金」という。)、または当社に対する元本1億円以上の債権を当社に譲渡することを予約する契約(以下「予約契約」という。)を締結し、かつ、預託金または予約契約を行使時まで継続していることを要する。なお、預託金に利息は付さない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金2,013,808円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。</p>
<p>本新株予約権の取得請求権</p>	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から20営業日前までに事前通知を行い、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1.新株予約権の行使請求の受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みにに関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、次の条件にて新たに再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約が当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的に調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

	<p>新株予約権を行使することのできる期間</p> <p>別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成の効力が生じる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

2. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

3. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
571,570,300	4,320,000	567,250,300

(注) 1. 払込金額の総額：発行価額4,027,616円は金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の方法による払い込むため、実際の払込金額の相当額(571,570,300円)であります。

- 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等開示資料作成費用330,000円、弁護士費用660,000円、登記費用1,000,000円、その他諸経費2,330,000円であり、消費税等は含まれておりません。
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を取得消却した場合には、上記手取概算額は減少致します。
- 本新株予約権の行使が予定通りなされない場合には、資金使途の内容及び支出予定時期の見直しを図る可能性があります。
- 登記費用につきましては、新株予約権の行使時期により変動する可能性があります。

### (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
株式会社フィスコが保有するイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式取得価額並びに取得関連費用	567,250,300	平成24年7月予定

(注) 1. 株式会社フィスコ(以下、「フィスコ社」といいます。)が保有するイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式(議決権比率66.67%)を取得することにより、同社を当社の連結の範囲に含める予定であります。イー・旅ネット・ドット・コム株式会社はインターネット旅行業界において、顧客のニーズに対応するオーダーメイド型提案によるウェブ・マーケティングを得意分野としており、同社の安定的な収益基盤と期待しております。

- 以上のような具体的な資金使途に対し、割当先のフィスコ社からは、権利行使を選択できる新株予約権を要望されました。フィスコ社が新株予約権を要望された理由としまして、当社及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を合わせた企業再編を今回の大規模な資本提携に際して検討中で、フィスコ社から当社がイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を取得前に、想定されるオペレーションを吟味した上で再編の実効性の最終判断を下したいという要望が強く、そのような時間的猶予を講じることのできる資金調達的手段として新株予約権付与の提案を受けました。既に、フィスコ・グループの指名した役員がオペレーションの管理に当たっておりますが、短期的とはいえ、さらに現場のオペレーションの状況を実際に把握することで、全体としてのポスト・インテグレーション(再編後の統合)の実効性を確認する必要があるとフィスコ社は考えたようです。また平成24年1月5日適時開示にあるとおり当社が訴訟(訴訟目的価額1億2千万円)を受けた件を含む、法的リスクの検証にさらに時間を要する必要がある事、さらには、当社に対し自助努力での財務体質の改善を促して行きたいとの事でした。フィスコ社としては、フィスコ社の株主保護の観点から上記を考慮しなければならないという判断もあり、当社もそのような事情を考慮し、大口支援先であるフィスコ社からの申入れであることもあり新株予約権の要望を受け入れました。また、事業評価の中で、フィスコ社が出資に及ばない場合でも当社には違約金として2億円が入手でき、出資の場合はWIN-WINの関係構築という当社とフィスコ社の双方の意思を表したものです。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本新株予約権の発行の他、投資資金及び運転資金の確保のため、平成24年6月18日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議しております。（以下、上記の3つを合わせ「本第三者割当増資等」といいます。）本新株式及び本新株予約権付社債の内容は以下の通りです。

### 1. 本新株式の概要

(1) 払込期日	平成24年7月4日
(2) 発行新株式数	4,264株
(3) 発行価額	23,450円
(4) 調達資金の額	99,990,800円
(5) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によります。 （株式会社アイキューブ）
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

### 2. 本新株予約権付社債の概要

(1) 発行価額の総額	540,000,000円
(2) 各社債の金額	90,000,000円
(3) 発行価格	各社債の金額100円につき100円（ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。）
(4) 利率	年率1%
(5) 利払日	償還日
(6) 償還期限	平成25年7月3日
(7) 払込期日	平成24年7月4日
(8) 権利行使期間	平成24年7月4日から平成25年7月3日
(9) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(10) 割当予定先及び割当方法	第三者割当の方法により、株式会社フィスコに540,000,000円（額面90,000,000円の本新株予約権付社債6個）を割り当てる。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	
名称	株式会社フィスコ
本店の所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
届出書の提出日において既に提出されている直近の有価証券報告書の提出日	第18期（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）有価証券報告書 平成24年3月29日関東財務局長に提出 第19期第1四半期（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）四半期報告書 平成24年5月14日近畿財務局長に提出
b 提出者と割当予定先との関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	割当予定先の常勤監査役1名が当社の社外監査役を兼任しております。
資金関係	当社に対して貸付及び営業債権を有しております。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	経営指導及び経営コンサルティングに関して割当予定先に業務委託しております。

（注1）平成24年6月18日現在におけるものです。

（注2）経営指導及び経営コンサルティング：当社に対する新規事業の戦略策定、展開に関する支援、経理・財務などの経営に関する全般支援。

#### c 割当予定先の選定理由

当社は、本第三者割当増資等にあたり、短期及び中長期のそれぞれの観点から当社の財務体質の改善が最重要事項と考え、主に 負債を削減して株主資本の充実を図ること、将来的に当社の事業成長をサポートできる株主であること、他の株主も含めた株主全体の利益に資すること、などの観点から、当社の事業戦略、資金需要の必要性、時期並びに経営方針、及び将来的な企業価値の向上につながる施策を理解していただける複数の投資家の中から割当先を模索してまいりました。フィスコ・グループのご紹介により、株式会社アイキューブ（以下、「アイキューブ社」といいます。）が当社の事業モデルにご理解いただき、第三者割当の新株式の引受をいただくこととなりました。ところで、フィスコ社が共存共栄をはかる当社の新支配株主として50%以上の持分を取得するには10億円を超える資本の増加が必要であり、その額はフィスコ社にとって連結総資産の5割を超える負担を伴うものです。その資本投下が今後フィスコ・グループにとって企業価値を高めるものでなければならず、一時的な資金融通とすることはフィスコ社にとっても事業上のリスクとなります。したがって、今回の資本提携は、救済される側と救済する側の双方の株主にとって、すなわち、当社にとっては企業存続の意味から、フィスコ社にとっては再生後のグループ価値向上の意味から合理的なもの、いわばWIN-WINの関係を維持し、慎重に実行されなければならないと双方の経営陣が認識を一致させております。そこで双方の事業内容、リソースを一つ一つ分析し、資本投下後の効率的な経営体制を検討して必要資金を12.1億円とし、下記、新株割当増資（1億円）、本新株予約権付社債（5.4億円）及び新株予約権（5.7億円）の三つの増資手法及び調達金額を合意しました。

##### 新株式発行

必要とする12.1億円のうち、1億円は7月に予定する中国進出のための確実な資金確保が必要となることから、第三者割当による新株式発行を採用しました。引受人として、フィスコ社により、当社とシステム開発等シナジーを有するアイキューブ社を紹介して頂き、同額の引受を同意して頂きました。

##### 新株予約権付社債

債務圧縮について当社はフィスコ社と議論を重ね、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による新株式発行も検討しましたが、ワンステップを踏むことと致しました。それは先に申し上げましたように、フィスコ社としても10億を超える大きな投資となる同社の既存株主保護のためにもその吟味が必要であるとともに、当社の財務体質改善の緊急性を助案してのものです。そこで、フィスコ社より当社金銭債権をまず社債に転換させてほしい旨の要請がありました。フィスコ社としては債権者よりも社債権者として当社に対する事業評価の厳しさを一層のものにしながら、当社との健全な緊張関係を作り上げて行きたいとのことで、当社としてもそのような健全な関係を維持しながら資本提携に進めていくことは妥当であると判断しました。事業評価の中で、出資に及ばない場合は社債権者としての法的

地位を肅々と履行する一方、出資の場合はW I N - W I Nの関係を築くという当社とフィスコ社の双方の意思を表したものです。

#### 新株予約権

イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式の取得に約5.7億円を見込み、これに対する資金調達として、新株式発行も検討いたしました。割当先のフィスコ社からは、権利行使を選択できる新株予約権を要望されました。フィスコ社が新株予約権を要望された理由としまして、当社及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を合わせた企業再編を今回の大規模な資本提携に際して検討中で、フィスコ社から当社がイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を取得前に、想定されるオペレーションを吟味した上で再編の実効性の最終判断を下したいという要望が強く、そのような時間的猶予を講じることのできる資金調達的手段として新株予約権付与の提案を受けました。既に、フィスコ・グループの指名した役員がオペレーションの管理に当たっておりますが、短期的とはいえ、さらに現場のオペレーションの状況を実際に把握することで、全体としてのポスト・インテグレーション(再編後の統合)の実効性を確認する必要があるとフィスコ社は考えたようです。また平成24年1月5日適時開示にあるとおり当社が訴訟(訴訟目的価額1億2千万円)を受けた件を含む、法的リスクの検証にさらに時間を要する必要がある事、さらには、当社に対し自助努力での財務体質の改善を促して行きたいとの事でした。フィスコ社としては、フィスコ社の株主保護の観点から上記を考慮しなければならないという判断もあり、当社もそのような事情を考慮し、大口支援先であるフィスコ社からの申入れであることもあり新株予約権の要望を受け入れました。また、事業評価の中で、フィスコ社が出資に及ばない場合でも当社には違約金として2億円が入手でき、出資の場合はW I N - W I Nの関係を築くという当社とフィスコ社の双方の意思を表したものです。

株式会社フィスコ(本社:大阪府岸和田市 代表取締役社長:狩野仁志、大証JASDAQ市場:3807)

フィスコ社は、情報サービス事業、コンサルティング事業、インターネット旅行事業を主たる事業としており、公正・中立の立場から投資と相場への深い洞察に基づき、資産形成に資するサービスの提供をしております。当社の親会社である株式会社インデックス(以下、「インデックス」社といたします。)の平成24年3月26日公表の「債権譲渡契約締結及び特別損失の発生に関するお知らせ」とおり、インデックス社が当社に対して保有する全貸付債権をフィスコ・キャピタル社と同社の子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社に対して、譲渡致しました。フィスコ社は、当社の有する伝送技術を高く評価し、さらなる付加価値創造の可能性を認識していただき、当社の主要取引先である株式会社ウィルコムの新機種発売や積極的な拡売施策の実施により、今後業績向上が見込めることを総合的に勘案していただき、インデックス社が保有する当社の全ての債権を引き受けていただきました。

当社は、今後の事業再構築及び業績の回復を図るためには、財務体質の改善が不可避であることから、フィスコ・グループに対して、同社グループが保有する債権を、転換社債型新株予約権付社債に振り替えていただくことをフィスコ社のご提案を受けながら当社も検討し両社間で協議を重ねてまいりました。その結果、フィスコ社に債権を譲渡したうえで、当該債権を全額、転換社債型新株予約権付社債に振り替えていただくことをご了承いただきました。また、フィスコ社のさらなる資本参加を見据えて、新株予約権を付与することで合意致しました。

#### d 割り当てようとする株式の数

フィスコ社に割り当て予定の本新株予約権の目的である株式の総数は24,374株であります。

#### e 株券等の保有方針

フィスコ社は、株券等の保有方針に関しては、特段の取決めをしておりませんが、株式への転換及び新株予約権の行使をした際には、親会社として中長期保有していただけると伺っております。また当該株式を担保提供又は貸株を行う場合は、事前に当社に報告することを書面で確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

フィスコ社からは銀行の残高証明を受領し、本新株予約権の全量行使に必要な金額を超える資金残高を確認しております。なお、本新株予約権の発行価額の総額は、当社に対する全債権（金銭債権510,716,581（返済予定平成27年2月27日及び平成27年5月21日）と営業債権38,305,000円（返済予定平成24年6月25日）の内代金4,027,616円との相殺による払込です。）の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）です。

g 割当予定先の実態

フィスコ社につきましては、JASDAQ市場に上場しており、同社が株式会社大阪証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する基本的な考え方を株式会社大阪証券取引所のホームページにて確認することにより、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠

#### ・新株予約権

新株予約権の発行条件の合理性に関して

行使価額につきましては、割当予定先であるフィスコ社との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直近取引日（平成24年6月15日）大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値である25,700円から8.75%ディスカウントした23,450円と致しました。なお、当該直近取引日までの1か月間の終値平均23,775円に対する乖離率は1.37%、当該直近取引日までの3か月間の終値平均25,784円に対する乖離率は9.05%、当該直近取引日までの6か月間の終値平均26,044円に対する乖離率は9.96%となっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境を考慮し、平成24年3月15日に開示致しました平成24年7月期第2四半期決算短信及び平成24年6月14日に開示致しました平成24年7月期第3四半期決算短信における当社の業績及びその予測を織り込んだ取締役会決議日の前営業日の市場価格が当社の株式価値を反映していると考えことから、当該直近取引日の終値が当社普通株式の適正な価格であると判断し、この価格と乖離のない25,700円を基準価格として設定しこの価格から8.75%ディスカウントした23,450円を行使価額と致しました。行使価額のディスカウント率を8.75%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との行使価額における交渉の経緯として、当該平成24年7月期第2四半期及び第3四半期の業績を織り込んだ株価である平成24年3月16日から平成24年6月15日の期間における、22,150円から29,350円までの株価推移を前提として、最終的に行使価格の交渉を行いました。また既存株主への株式の希薄化、行使価格の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、行使価格についても、発行条件の調整を行った結果によるものとなります。

また、発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。今回、第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区）による算定の結果として、基準となる当社株価25,700円（直近取引日（平成24年6月15日））、行使価額23,450円、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）65.60%（平成24年4月～平成24年5月の日次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2か月、リスクフリーレート0.10%（評価基準における2か月物の日本国債金利）、配当率0%、任意取得条項、株式への転換の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき2,013,807.936円との算定結果を得ております。

任意取得条項を採用した理由に関して

特に今回は、当社の今後の事業回復、海外展開による事業価値の増大を予想し、発行体である当社による本新株予約権の取得条項に規定する当社の任意取得条項（以下「取得条項」といいます。）を付加したのが特徴であります。任意取得条項の考え方として、計算された代替資金調達コスト（下記 をご参照下さい）に基づき、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。例として、業績の回復などの理由により株価が上昇し、別の有利な資金調達が実行できた場合、取得条項を発動することを一般的に想定されております。

また、本新株予約権の公正価値の算定において、株価が37,854円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて本新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

一方、取得条項を設けることは、割当先であるフィスコ社にとっては、株価上昇に伴い本新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず社の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からのデメリットであり、行使価格を異にするオプションを付与していることと同一であり、本新株予約権の価格を減価する要因となります。

#### モンテカルロ・シミュレーションの算定前提条件に関して

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(平成24年9月3日)に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

・本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、本新株予約権に規定する社の任意取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは61.425%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト7.745%に社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額23,450円に代替資金調達コスト分14,404円(差額)を加えた37,854円(行使価額23,450円×(代替資金調達コスト61.425%+100%):小数点以下切捨て)としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行価額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価額 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

なお取得条項の発動時の株価水準である37,854円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が32,104円に低下するとの前提としております。

行使後の株価 = (37,854円 × 36,682株 + 23,450円 × 24,374株) / (36,682株 + 24,374株) = 32,104円

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり2株(最近2か月間の日次売買高の中央値である12株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等に関する内閣府令」の25%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定しております。また当社では過去において当該自己株式の取引はなく、また将来においても自己株式の取引の予定はありませんが、その当該前提条件の水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であるとと考えております。

本新株予約権の行使価額は、第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社から算定された公正価値と同額を発行価額にしているため、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。

当社取締役会では、この度調達する資金の債務充当、収益性の向上による業績回復及び財務体質の改善という今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢などを統合的に考慮するとともに、本第三者割当増資等の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役会に出席した取締役全員の賛成により新株予約権の発行につき決議致しました。また、当社監査役会から、上記算定根拠に照らし、本第三者割当増資による新株予約権の割当につき、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株の発行によって増加する当社の普通株式の数4,264株に係る議決権の数は、4,264個であります。また本新株予約権が全て行使された場合に発行された当社の株式の数は24,374株に係る議決権の数は、24,374個であります。さらに、本新株予約権付社債が全て行使された場合に発行された当社の株式の数は23,028株に係る議決権の数は、23,028個であり、希釈

化率が本第三者割当増資等前の発行済株数の140.85%にあたり、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第2条で定める希釈化率25%以上の第三者割当増資に該当します。本第三者割当増資等の発行によって、潜在株式を含めて、1株あたりの希釈化が生じます。

しかしながら、今回のファイナンスは将来的に事業の成長および収益の基盤の改善に寄与すると考えられます。したがって、中長期的にはEPSの増加することが期待できると考えられます。

一方、今回の新株式発行による資金調達ができない場合は、当社が考える今後の事業展開に支障をきたすことが予想され、また財務体質の改善が図れなければ、他の手段による資金調達も困難になることが想定されます。以上により、本新株式及び本新株予約権並びに本新株予約権付社債の発行に伴って大規模な希釈化が生じることとなりますが、当社取締役会では、当社を取り巻く厳しい経営環境を加味し、当社の債務の圧縮を実現するとともに、手許資金を成長戦略の基盤となる設備投資に投下することにより、当社の今後の業績回復と信用力及び企業価値の向上が期待されることから、本第三者割当増資等による発行数量及び株式の希釈化の規模は合理的であると判断しております。

なお、希釈化率が25%以上の第三者割当増資であるため、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定に基づき、「経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手」の手続きを行うために設置した第三者委員会の意見書をもとに、討議を尽くしたうえで、取締役会にて本第三者割当増資等を決議致しました。

(ご参考)

	増加する株式数	発行済株式総数	希釈化率
平成24年6月18日現在	-	36,682	-
新株式発行時	4,264	40,946	11.62%
新株予約権行使時	24,374	65,320	78.07%
転換社債型新株予約権付社債の株式転換時	23,028	88,348	140.85%

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資等につき、本新株式の発行数4,264株に係る議決権の数は4,264個、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の数24,374株に係る議決権の数は24,374個、さらに本新株予約権付社債が全て転換された場合に発行される当社普通株の数23,028株に係る議決権の数は23,028個であり、これらを合算すると、潜在株式も含め、本第三者割当増資等により増加する当社普通株式の数51,666株に係る議決権の数は51,666個となります。

平成24年6月18日時点の当社普通株式の発行済株式総数36,682株に係る議決権総数は36,682個であることから、本第三者割当増資等により、当社の議決権について最大で140.85%の希薄化が生じることとなるため、本第三者割当は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-6）に規定する大規模な第三者割当に該当致します。本第三者割当増資等は希釈化率が25%以上であること及びフィスコ社が転換社債型新株予約権付社債の株式転換と新株予約権の行使を実行した時点で、フィスコ社が当社の発行済株式総数の53.65%を保有する親会社となり、支配株主の異動が見込まれることから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める手続きを履行するために、第三者委員会より意見書を受領しております。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式 数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	-	-	47,402	53.65
株式会社インデックス	東京都世田谷区太子堂4丁目1-1	29,438	80.25	29,438	33.32
株式会社アイキューブ	東京都中央区日本橋人形町一丁目7番10号	-	-	4,264	4.83
エフエットホールディング株式会社	東京都千代田区四番町8-6 パークハウス1701	781	2.13	781	0.88
森本 友則	東京都世田谷区	699	1.91	699	0.79
株式会社ソリトンシステムズ	東京都新宿区新宿2丁目4-3	400	1.09	400	0.45
ネットインデックス従業員持株会	東京都世田谷区太子堂4丁目1-1 キャロットタワー16F	391	1.07	391	0.44
戸塚 仁	神奈川県鎌倉市	172	0.47	172	0.19
田中 芳邦	埼玉県上尾市	168	0.46	168	0.19
東神電気株式会社	大阪市淀川区新高1丁目3-8	138	0.38	138	0.16
有限会社ジャスティス	東京都目黒区上目黒1丁目18-15 ロイヤルビルカミヤ801号	102	0.28	102	0.12
平川 町江	愛知県豊川市	99	0.27	99	0.11
計	-	32,388	88.31	84,054	95.14

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成24年4月12日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。
2. 提出日現在（平成24年6月18日）の発行済株式総数は36,682株であります。
3. 本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本新株式発行に加え、本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て転換及び行使された場合における数値となります。
4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当てを行うこととした理由

当社が事業を展開している情報通信関連市場におきましては、事業環境の急激な変化が続いております。日本市場への海外メーカーの参入拡大、またスマートフォン等の新たな端末機器群の本格的な普及に伴い、技術的にも変化が激しいなか、各種通信ソリューションの多様化、機器を接続する通信サービスの拡大等、様々な分野で競争が激化しております。

当社は、これまで通信事業者から新製品の開発、あるいは新通信技術の商品化を目的とする開発委託を受けて、自社開発を行い、開発完了とともに海外ベンダーへ製造を委託し、自社ブランド製品又は委託者ブランド製品（ODM製品）として製品を納入、販売してまいりました。したがって、顧客である通信事業者の期待に応じた技術やサービスの提供、及び製造コストの削減によるコストダウンが、当社の事業の成長性を大きく左右することとなります。

当社は、平成22年11月1日付で当社子会社でありました株式会社ネットインデックス・イー・エスを吸収合併し、また平成24年2月1日付でモバイルショップ事業を譲渡するなど、業務統合及び組織再編により経営の効率化を図ってまいりましたが、なお、大幅な収益力の改善には至っておりません。

業績面では、平成23年7月期決算は、売上高は2,855百万円、営業損失は45百万円、経常損失は105百万円、当期純損失は160百万円と、4期連続して最終赤字となっております。

当社の財務体質の改善のために、投資有価証券の売却をはじめとする保有資産の見直しをはじめ、平成23年8月23日には希望退職者の募集（本希望退職募集にて、当社の全正社員の約25%にあたる24名が応募し退職致しました。）を実施するなど、人件費の圧縮や販売費及び一般管理費の削減に努めてまいりました。

しかしながら、資産の圧縮や販売費及び一般管理費の削減にはおのずと限度があり、当社のお取引先様からの受注を受けるためには、開発製造コストが先行して支出するため、安定した資金供給が確保できない限り、新規の受注が困難になるという負のスパイラルに陥ってしまうこととなりました。

このような状況を改善するために、当社は、主に親会社であるインデックス社からの借入により運転資金を捻出してまいりました。しかしながら、当連結会計年度において、当社が金融機関からの新規運転資金の調達には困難となったことに加え、親会社であるインデックス社本体において、バランスシートの早期健全化及び強化に取り組んでいるため、当社はインデックス社以外の新たな資金調達手段を目的とした資本政策を策定することが喫緊の課題となりました。

当社は、負のスパイラルを断ち切ると同時に、インデックス社の資金援助から独立するべく、間接金融・直接金融を含め、資金調達をあらゆる方面から検討・相手先との協議を進めてまいりました。

しかしながら、一部の金融機関からの融資を得たものの、当社の業績の減少傾向や財政状態が悪化している状態において、新規借入の交渉は困難を極めました。また同時並行で、エクイティ・ファイナンスによる資金調達も検討し、新株式発行、新株予約権発行の両面から検討してまいりました。しかしながら、複数の割当候補先との交渉を検討したものの、当社の財政状態及び業績の状況から、当事業のポテンシャルを評価していただき、かつ事業シナジーが見込める新たな割当先を確保することはできませんでした。

一方で、インデックス社は自社の経営資源の有効活用のために、当社の伝送技術を高く評価し、将来の業績向上の実現可能性を総合的に評価したフィスコ社の100%子会社である株式会社フィスコ・キャピタル（以下「フィスコ・キャピタル社」といいます。）と交渉を開始し、フィスコ・グループによる第三者割当増資も含めて検討を重ねてまいりました。しかし、当社が昨年12月に提訴を受けた訴訟（平成24年1月5日適時開示、平成24年1月12日臨時報告書提出）等の法的リスク等の検証に時間を要することから、債権譲渡によりインデックス社が保有する当社に対する482,654,500円相当の債権を380,000,000円の譲受価額として、フィスコ・キャピタル社及び同社子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社に譲り受けいただきました。フィスコ・グループは、当社に対して資本参加する強い意向があり、平成24年5月21日開催の当社臨時株主総会におきまして、インデックス社及びフィスコ・キャピタル社が推薦する新任取締役候補者（石原直樹氏、張偉氏、中道賢一氏）及び新任監査役（松崎祐之氏）候補者が承認可決されることを条件に、フィスコ・グループと当社の資本政策につき、度重なる協議を進めてまいりました。

平成24年5月21日開催の当社臨時株主総会において役員選任議案が承認可決されたことから、フィスコ・グループとの新たな資本政策の実行を以下のとおり取り組んでまいります。

当社の収益基盤の確立と成長の実現のため、財務体質の健全化、及び営業キャッシュ・フローの改善による事業基盤の再構築を急速に進め、フィスコ社の資本提携による全面的なバックアップのもとに、運転資金借入や金融機関との新規取引開拓をはじめとする財務面でのサポートや事業面における新たなビジネス領域の拡大を図ってまいります。そのため、今回は第三者割当による新株式発行、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び新株予約権の発行を講ずることと致しました。そして、この3つの調達は資金使途の割合に準じて金額を決定致しました。本第三者割当増資等によって自己資本の増強、債務の圧縮を図ると同時に、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社及び子会社（以下「イー・旅ネット・グループ」といいます。）を連結子会社化して、手元流動性資金を確保し、また中国に幅広いネットワークを持つソフトウェアの受託開発事業を営んでいるアイキューブ社をフィスコ・グループよりご紹介頂き、同社の第三者割当増資の受入及び今後の事業上の協力を得ることにより、事業の再構築を行い、新たな成長戦略を進めてまいります。

イー・旅ネット・グループを子会社化する理由につきましては、イー・旅ネット・グループの事業モデルにおいては、売上代金は現金にて前受けにて回収される一方、買掛金の支払いは平均40日の後払いのため、当社が必要とする開発フェーズにおける先行投資資金調達のために、直接傘下の連結子会社とすることによって、グループ・ファイナンスとしての資金を最大限に効率的に活用し、有利子負債の削減と資金調達コストの低減が実現できるメリットを享受できます。

また、イー・旅ネット・グループを子会社化することにより当社グループとしての収益力の増加、事業ポートフォリオの分散によるリスクの低減等により、現体制では非常に困難な金融機関からの新規運転資金の実現と継続を目指します。また、当社が取り扱うコンシューマー向け製品は、製品ライフサイクルが短い事、且つ激しい価格競争により常にエンドユーザーのニーズを汲み取りながらニーズにマッチした高付加価値の製品を開発する必要があります。当社はイー・旅ネット・グループが蓄積してきた顧客データベースを活用することにより、当社の潜在顧客となり得る、普段からインターネットを利用するセグメントに対しピンポイントで効果的なマーケティングを実現してまいります。また当社はモバイルショップ事業を譲渡して以降、エンドユーザーに対する販売チャンネルを持っていなかったが、Eコマースのノウハウを共有することで効率的なコンシューマー向け製品の販売網の構築が可能です。

中国の子会社設立の理由につきましては、中国において音声・データ・画像通信機器、システム、ソフトウェア、ネットワーク機器、オーディオビジュアル機器のマーケティング及び企画並びにコンサルティング等を行うことにより、当社の売上高6割超を占めている中国におけるODM委託先との関係強化を行うとともに、急激な成長を見せる中国の通信事業市場において日本向けの画期的な商材を他社よりも早く見出し優位性を確保する事と、中国市場のニーズを見極め、事業展開を行っていくためであります。また中国の通信事業市場規模が既に日本を大きく凌駕しB2BのみならずB2Cにおける商品開発競争に拍車がかかっている現在、日本向けの画期的な商材を見出し、既存事業の売上拡大に資することは、同業他社との競争において必ずや優位性を発揮できるためであります。更に現在の為替水準を鑑み、今後の円安リスクの回避のためには、早急に当社の売上高6割超を占めている中国におけるODM委託先との関係を強化していくことが必要であるためでもあります。

なお、本第三者割当増資等により財務体質の強化と当社の事業基盤のインフラが整備された時点で、上記のような新規開発案件を推し進め、国内市場をはじめ中国市場に適合した当社の主力事業であるデバイス事業を展開してまいります。

## (2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、前述の通り、過去借入れや公募増資を含む多種に渡る資金調達方法を検討しましたが、業績低迷による信用力の低下により新規借入による調達は困難と判断致しました。また、平成23年6月29日には、Brilliance Hedge FundおよびBrilliance Multi Strategy Fundを割当先とする第8回および第9回新株予約権(6,800株相当)を発行し、300百万円の資金調達を計画致しました。しかしながら、発行後、権利行使が予想通りに進まず、予定した資金調達ができない状況となりました。この第8回および第9回新株予約権による資本の調達が予定通りに進まなかった原因は、当社株式の流動性が低かったこと、市場株価が軟調に推移したこと、当社の業績が予想以上に厳しい結果となったこと、結果として、増資後の株価が下落して新株予約権の権利行使価格が大幅にアウト・オブ・ザ・マネー(市場株価が権利行使価格を下回る状態)になったこと、以上の4点が指摘できます。

そこで、本第三者割当増資等は、第三者割当による新株式発行、無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行と異なる方法を同時に選択しております。

前述の通り、フィスコ社が共存共栄をはかる当社の新支配株主として50%以上の持分を取得するには10億円を超える資本の増加が必要であり、その額はフィスコ社にとって連結総資産の5割を超える負担を伴うものです。その資本投下が今後フィスコ・グループにとって企業価値を高めるものでなければならず、一時的な資金融通とすることはフィスコ社にとっても事業上のリスクとなります。したがって、今回の資本提携は、救済される側と救済する側の双方の株主にとって、すなわち、当社にとっては企業存続の意味から、フィスコ社にとっては再生後のグループ価値向上の意味から合理的なもの、いわばWIN-WINの関係を維持し、慎重に実行されなければならないと双方の経営陣が認識を一致させております。そこで双方の事業内容、リソースを一つ一つ分析し、資本投下後の効率的な経営体制を検討して必要資金を12.1億円とし、下記、新株割当増資(1億円)、新規発行新株予約権付社債(5.4億円)及び新株予約権(5.7億円)の三つの増資手法及び調達金額を合意しました。

### 新株式発行

必要とする12.1億円のうち、1億円は7月に予定する中国進出のための確実な資金確保が必要となることから、第三者割当による新株式発行を採用しました。引受人として、フィスコ社により、当社とシステム開発等シナジーを有するアイキューブ社を紹介して頂き、同額の引受を同意して頂きました。

以上により、成長著しい中国市場における体制整備のために設立及びその後2年間に必要となる資金であり、流動性確保するために新株式発行を採用致しました。

### 新株予約権付社債

債務圧縮について当社はフィスコ社と議論を重ね、現物出資(デット・エクイティ・スワップ)による新株式発行も検討しましたが、ワンステップを踏むことと致しました。それは先に申し上げましたように、フィスコ社としても10億を超える大きな投資となる同社の既存株主保護のためにもその吟味が必要であるとともに、当社の財務体質改善の緊急性を勘案してのもので、そこで、フィスコ社より当社金銭債権をまず社債に転換させてほしい旨の要請がありました。フィスコ社としては債権者よりも社債権者として当社に対する事業評価の厳しさを一層のものにしながら、当社との健全な緊張関係を作り上げて行きたいとのことで、当社としてもそのような健全な関係を維持しながら資本提携を進めていくことは妥当であると判断しました。事業評価の中で、出資に及ばない場合は社債権者としての法的地位を肅々と履行する一方、出資の場合はWIN-WINの関係を築くという当社とフィスコ社の双方の意思を表したものです。

フィスコ・グループは当該債権をディスカウントで取得しておりますが、フィスコ社として、一元管理するためにフィスコ社に譲り受けられた後は、今後の資本提携を見込んで支払期限延長が同社により認められました。期限延長により、支払についての信用力、すなわち返済のリスクが軽減し、当社も額面で返済を予定できることから、額面での転換を認めております。なお、本転換社債型新株予約権付社債の払い込みは、当社に対する全債権(金銭債権510,716,581(返済予定平成27年2月27日及び平成27年5月21日)と営業債権38,305,000円(返済予定平成24年6月25日))の内金540,000,000円との相殺による払込であり、対象全債権は次の通りです。

(本新株予約権付社債振替対象債権)

イ. 金銭債権

平成24年6月18日現在

譲受日(注1)	弁済期日	借入金額(円)	利率	利息金額(円)
平成24年3月29日	平成27年2月27日	18,805,407	6.07%	347,137
平成24年3月26日	平成27年5月21日 (注2)	192,654,500	6.07%	3,556,296
平成24年3月26日	平成27年5月21日 (注2)	290,000,000	6.07%	5,353,241
		合計金額 501,459,907		合計金額 9,256,674

(注1) 上記対象債権は、平成24年3月26日及び29日に債権譲渡によりインデックス社が保有する当社に対する債権をフィスコ・キャピタル社及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社が譲り受けたものであります。尚、いずれの上記対象債権も平成24年5月21日付にてフィスコ社に譲渡しております。

(注2) 上記対象債権は、当初の返済期日は平成24年5月22日でありましたが、上記弁済期日へ延長されております。

(注3) インデックス社との上記主要対象原債権は以下の通りです。

項目	借入日	弁済期日	借入金額(円)	利率	残高(円)
準金銭消費貸借契約	平成23年3月31日	平成23年2月29日	418,755,000	8.5%	253,454,500
金銭消費貸借契約	平成23年8月31日	平成24年2月29日	55,000,000	3.0%	55,000,000
金銭消費貸借契約	平成23年8月31日	平成23年2月29日	50,000,000	4.5%	50,000,000
金銭消費貸借契約	平成22年10月14日	平成24年2月29日	60,000,000	4.5%	60,000,000
金銭消費貸借契約	平成24年1月5日	平成24年2月29日	15,000,000	4.5%	15,000,000
金銭消費貸借契約	平成23年5月27日	平成24年2月29日	89,200,000	0.03%	29,200,000
金銭消費貸借契約	平成23年5月27日	平成24年2月29日	80,000,000	0.03%	20,000,000

#### ロ. 営業債権

対象契約	契約期間	未払金額(円)
出向契約(人事支援)	平成24年6月25日	585,000
経営指導契約	平成24年6月25日	27,720,000
経営コンサルティング契約	平成24年6月25日	10,000,000
合計		38,305,000

イ + ロ = 549,021,581(円)

#### 新株予約権

イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式の取得に約5.7億円を見込み、これに対する資金調達として、新株式発行も検討いたしました。しかし、割当先のフィスコ社からは、権利行使を選択できる新株予約権を要望されました。フィスコ社が新株予約権を要望された理由としまして、当社及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を合わせた企業再編を今回の大規模な資本提携に際して検討中で、フィスコ社から当社がイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を取得前に、想定されるオペレーションを吟味した上で再編の実効性の最終判断を下したいという要望が強く、そのような時間的猶予を講じることのできる資金調達の手段として新株予約権付与の提案を受けました。既に、フィスコ・グループの指名した役員がオペレーションの管理に当たっておりますが、短期的とはいえ、さらに現場のオペレーションの状況を実際に把握することで、全体としてのポスト・インテグレーション(再編後の統合)の実効性を確認する必要があるとフィスコ社は考えたようです。また平成24年1月5日適時開示にあるとおり当社が訴訟(訴訟目的価額1億2千万円)を受けた件を含む、法的リスクの検証にさらに時間を要する必要がある事、さらには、当社に対し自助努力での財務体質の改善を促して行きたいとの事でした。フィスコ社としては、フィスコ社の株主保護の観点から上記を考慮しなければならないという判断もあり、当社もそのような事情を考慮し、大口支援先であるフィスコ社からの申入れであることもあり、新株予約権の要望を受け入れました。また、事業評価の中で、フィスコ社が出資に及ばない場合でも当社には違約金として2億円が入手でき、出資の場合はWIN-WINの関係を築くという当社とフィスコ社の双方の意思を表したものです。

今般の資金調達に際しましては、フィスコ・グループからは、当社に対する全貸付債権を相殺することにより、本新株予約権付社債に振り替えることの提案がありました。当社にとっては、借入債務が株式に転換する可能性が生じるメリットがある一方、前述のとおり、開発製造コストに係る運転資金確保が最重要課題であることから、フィスコ・グループに対して、当社の自己資本を増強するため、一定の手元流動性を確保する新株式の引受及び新株予約権の付与を打診して協議してまいりました。その結果、新株式の発行については、フィスコ・グループから第三者割当先として一定の事業の相乗効果が期待できるアイキューブ社をご紹介いただきました。同社からは1億円を限度として引き受けるとの回答をいただきました。また、本新株予約権付社債を引受けたフィスコ・グループからは、両者の関係を鑑みて短期間に行使可能な新株予約権をさらに引き受けていただくこととなりました。当該新株予約権の行使については、確約を頂けませんでした。行使を行わない場合は、違約金として、2億円を設定することを同意して頂いております。

今般の資金調達により、成長著しい中国市場において、当社の技術力を活かすためのマーケット調査及びコスト削減につながるDM先の選定などを目的に子会社を設立致します。また、フィスコ・キャピタル社の子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式を取得する予定です。イー・旅ネット・グループは、インターネット旅行事業において、顧客のニーズに対応するオーダーメイド型提案によるウェブ・マーケティングを得意分野としており、同社の安定的な収益基盤となっております。

イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式取得後は、イー・旅ネット・グループを連結の範囲に含めることにより、当社の主力事業であるデバイス事業、サービス&ソリューション事業に加えて、インターネット旅行事業を新セグメントとして創設することにより、インターネット旅行業におけるイー・旅ネット・グループの更なる成長戦略をサポートするとともに、今後、情報通信関連市場におけるエンドユーザーを意識した通信端末機器を開発していくために、最終消費者の声の「収集」から「分析」「共有」「改善」という流れを有機的に繋げ、顧客の声を活用するサイクルを仕組として構築し、組織的にマネジメントしていくための「商品開発コミュニティの構築」の実施を目指します。

当社といたしましては、競争の激しい環境下において、デバイス事業をさらに成長させるためには開発資金の確保とともに、成長著しい中国やアジア諸国において、当社の技術力を活かした事業展開をしていくことが必要であると認識しており、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当先であるフィスコ社及びアイキューブ社は、中国における幅広いネットワークを有しており、そのネットワークを最大限に活用することで、中国におけるデバイス事業の開拓に注力してまいります。

また、本新株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債発行については、本新株予約権付社債は、いったん社債に振り替わりますが、株式へ振替ることにより債務の圧縮、財務体質の改善及び中長期的に企業価値の向上が期待されます。本新株式及び新株予約権の発行並びに行使によって調達される資金は、フィスコ・グループ傘下のイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式の取得及びネット中国での子会社設立資金として充当される予定です。その結果、当社の収益性が回復し、今後の成長基盤を確立することによって当社の企業価値を中長期的に向上させることを目的としており、その資金使途は合理的であると判断しております。

### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「3 [発行条件に関する事項] (1) 払込金額の算定根拠」に記載のとおり、本第三者割当等は希釈化率が25%以上であり、かつフィスコ社が本新株予約権付社債の株式転換と新株予約権の行使を実行した時点で、フィスコ社が当社の発行済株式総数の53.65%を保有する親会社となり、支配株主の異動が見込まれるため、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める手続きを履行するために、なお、当社及び当社の経営者並びにフィスコ社及び同社の関係者から独立した者から当該大規模な本第三者割当増資等についての意見の聴取のため、過去において当社と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、公認会計士・税理士田中稔氏、ウエルインベストメント株式会社 代表取締役社長瀧口匡氏、ボナファイデコンサルティング株式会社 代表取締役 杉本真一氏の3氏を選定し(田中稔氏は当社社員が前職での投資案件において評価を依頼した経緯がありその際の評価の適切さを鑑み依頼した。瀧口匡氏、杉本真一氏については田中稔氏の紹介による)、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長: 田中稔氏、以下「本第三者委員会」といいます。)に対し、本第三者割当増資等に関して、募集の目的及びその条件、資金調達の額、手取金の使途、割当先の選定理由、募集後の大株主その他必要と思われる事項について説明したうえ、本第三者割当増資等に関する必要性及び相当性について意見を求めました。当社が本第三者委員会から平成24年6月15日付で入手した本第三者割当増資等に関する意見の概要は以下のとおりであります。

(本第三者委員会の意見の概要)

第三者割当による新株式発行の資金調達及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の転換並びに新株予約権の行使は、当該方法が株主の議決権の希釈化を伴う。特に、希釈化率が25%以上となる場合には、資金調達の必要性並びに他の資金調達手段との比較を通して、当該第三者割当を選択することの相当性及び各発行条件の内容の相当性について、経営者から独立した者による意見を入手し相当性を確認するか、あるいは当該株主の意思確認が求められている(大阪証券取引所企業行動規範に関する規則第2条)。そこで株式会社ネットインデックス(以下、「NIX」という。)は、既存株主構成を勘案し少数株主の利害を十分に考慮しうる公正な第三者委員会を組成し、本取引に関して意見を求めることとした。

当委員会は、本第三者割当等の3つの資金調達の選択(金額の必要性、相当性、選択の妥当性)とその発行条件を慎重に議論した。すなわち、中国進出の確実な資金調達としての新株式発行、債務負担を減少させ安定した財務基盤を構築するための新株予約権付社債の発行、出資予定者との企業再編を勘案した新株予約権の発行の選択と発行条件の妥当性の検証である。

まず、当委員会では具体的な資金使途に対し、本来的には新株式発行による第三者割当増資をもって資金調達をすべきでないかと考え、新株割当については資金使途との関係から金額の必要性、相当性があり選択は妥当と判断した。

次に新株予約権付社債及び新株予約権の発行について議論した。

当委員会では具体的な資金使途すなわち、債務圧縮と子会社取得に対し、本来的には新株式発行による第三者割当増資を

もって資金調達をすべきでないかとN I Xに尋ねたところ、N I X側の事情と出資者側の事情を十分に検討すべきことが判明した。

N I X側の事情としては、過去にいろいろな調達の道を探したが、直接、間接金融ともに難しく、また親会社のインデックス社にも同社の財務事情から支援は到底難しいということであった。そのような中で慢性的な資金の逼迫が生じ、その現状を考慮した場合、N I Xは、事業継続(ゴーイング・コンサーン)の疑義に直面していると言わざるをえない。そのような中で、財務支援を中長期的に受け入れる先を見つけるのは非常に難しく、また、そのような先にとってN I Xがインデックス社傘下であることが一つのハードルになるとのことであった。そのような中で、インデックス社のサポートを受けながらフィスコ・グループと交渉の機会をもつことができ、フィスコ社が資本提携についてN I Xと検討を進めることを受諾した。N I Xとしてフィスコ社の出資条件をある程度受諾することは理解できる。

一方、フィスコ社としては、資本参加に当たり、N I Xの事業継続性と自社グループの企業価値向上の観点から、持分割合の過半数を取得することを一つの指標として、具体的な検討に入ったと伺った。フィスコ社としては大規模な資本提携につき下記のような出資方法を提案することは理解できる。

フィスコ社が既に保有しているN I Xの債権約5.4億円については、D E Sも検討したが一旦権利行使のタイミングを選択できる新株予約権付社債に転換して、N I Xの自助努力を見極め、その結果として新株予約権を行使したい旨の意向があったと伺った。

また、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式の取得約6億円を見込み、これに対する資金調達としてフィスコ社に新株予約権を付与しているが、具体的な資金使途に対し、調達面で確実な権利行使が見込まれない新株予約権の発行による資金調達方法を選択している。当委員会としては再度にわたり第三者割当による新株式発行を優先させるべきでないかを検討した。その結果、N I Xとフィスコ社間で、フィスコ社が、N I X及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を合わせた企業再編を今回の大規模な資本提携に際して検討しており、実際のオペレーションを吟味した上で再編の実効性の最終判断を下したいというフィスコ社の要望が強く、そのような時間的猶予を講じることのできるファンナンスの選択手段として新株予約権の付与が検討されたと伺った。

以上をふまえれば、短期間ではあるが、現場の状況を実際に把握した上で、全体としての債務負担軽減及び再編の実効性を確認する必要から、新株予約権付社債及び新株予約権のそれぞれの発行を資金調達手段として選択することは妥当であり、その金額の必要性及び相当性は十分理解しうるものであり、N I X及び双方の事情を勘案すると妥当なことと判断する。

次に当委員会は、新株式発行、新株予約権付社債及び新株予約権の3つの資金調達に関してそれぞれの発行条件等について検討を加えた。その結果は次のとおりである。

新株式発行については過去の株価の推移、N I Xのリスクなどを勘案して決定されており、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な発行には該当しないと判断した。

新株予約権付社債及び新株予約権に係るオプション料については第三者により評価された金額を採用し、その金額についても算定根拠、経済事情を考慮したうえでN I Xも理解しており、本発行価額自体は割当予定先に有利な価額ではないこと、更に本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、社債及び新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断される。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資等につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られておりません。

そして、平成24年6月18日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当増資等の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断致しました。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第27期）及び四半期報告書（第28期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年6月18日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年6月18日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期）提出日（平成23年10月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年6月18日）までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。

（平成23年10月27日）

#### 1 提出理由

当社は、平成23年10月27日開催の当社第27回定時株主総会において、以下のとおり決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年10月27日

##### (2) 当該決議事項の内容（会社提案）

議案 取締役4名選任の件

取締役として、秋山司、落合善美、平田賢二、田邊隆也の各氏を選任する。

##### (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果（会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果及び賛成の割合
議案				
秋山 司	30,753	100	0	可決 83.84%
落合 善美	30,753	100	0	可決 83.84%
平田 賢二	30,753	100	0	可決 83.84%
田邊 隆也	30,753	100	0	可決 83.84%

（注） 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

##### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部は集計しておりません。

(平成24年1月12日)

1 提出理由

当社は、平成23年12月12日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成23年12月12日(訴状到着日 平成23年12月下旬)

(2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 創路株式会社  
住所 東京都新宿区新宿一丁目23番11号  
代表者の氏名 代表取締役 井村 和則

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求額

訴訟内容 公序良俗違反に基づく不当利得返還請求  
訴訟の目的の価額 1億2,483万2,400円

(平成24年1月12日)

1 提出理由

当社は、平成24年1月12日開催の取締役会において、当社のサービス&ソリューション事業の「携帯電話他各種モバイル通信機器の店頭販売」に関する事業(以下、「当該事業」という。)を、株式会社コスモネット(以下、「コスモネット」という。)へ譲渡することについて決議し、同日付で同社と事業譲渡契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事業譲渡先の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 株式会社コスモネット  
住所 京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地  
代表者の氏名 代表取締役 三上 明  
資本金の額 3億6,350万円  
事業の内容 通信付帯サービス、情報通信システム設計・施工、左記に関する付帯事業

(2) 当該事業の譲渡の目的

当社は、平成23年7月期より、株式会社ウィルコムの販売店舗(ウィルコムショップ)を東北地方にて展開し、モバイル通信機器の店頭販売に加えて、カスタマーサービス及びモバイル通信を活用したソリューションの提供を目指してまいりました。しかしながら、当該事業は当社の主力事業であるデバイス事業とのシナジーが少なく、また店舗販売事業は大手事業者との競合も厳しいことから、当社全体の経営戦略上、当該事業の見直しが必要と判断するにいたりました。

そしてこのたび、携帯電話販売事業を全国的に展開するコスモネットより、当該事業を譲り受けたいとの申出があり、当該事業の価値も高く評価されたため、当該事業をコスモネットへ事業譲渡することといたしました。

なお、今後、当社は主力事業であるデバイス事業へ経営資源を集中し、一層の業績改善へ向け邁進する所存であります。

(3) 当該事業の譲渡の契約の内容

譲渡対象事業の内容

携帯電話他各種モバイル通信機器の店頭販売を行う事業で、直営店 8 店舗、2 次代理店 6 店舗（平成23年12月31日時点）が対象となります。

譲渡対象事業の平成23年 7 月期における経営成績

	当該事業部門 (a)	当社連結実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	534百万円	2,855百万円	18.7%
営業利益	14百万円	45百万円	- %

譲渡する資産、負債の項目および金額（平成23年11月30日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	20百万円	流動負債	7百万円
固定資産	21百万円	純資産合計	34百万円
合計	42百万円	合計	42百万円

譲渡価額および決済方法

譲渡価額：146百万円

決済方法：現金決済

日程

取締役会決議日 平成24年 1 月12日

事業譲渡契約締結日 平成24年 1 月12日

事業譲渡期日 平成24年 2 月 1 日

当該事業譲渡は、会社法第467条第 1 項第 2 号に規定する「事業の重要な一部の譲渡」に該当しない事業の一部譲渡であり、株主総会の決議を要しません。

（平成24年 1 月16日）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成24年 1 月12日付で、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 8 号の規定に基づいて提出いたしました、当社のサービス&ソリューション事業の譲渡に関する臨時報告書の記載事項の一部につき誤りがございましたので、金融商品取引法第24条の 5 第 5 項において準用する同法第 7 条の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正内容

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付して表示しております。

(3) 当該事業の譲渡の契約の内容

譲渡対象事業の内容

(訂正前)

携帯電話他各種モバイル通信機器の店頭販売を行う事業で、直営店 8 店舗、2 次代理店 6 店舗（平成23年12月31日時点）が対象となります。

(訂正後)

携帯電話他各種モバイル通信機器の店頭販売を行う事業で、直営店 8 店舗、2 次代理店 7 店舗（平成23年12月31日時点）が対象となります。

（平成24年 5月21日）

1 提出理由

当社は平成24年 5月21日開催の当社臨時株主総会において、以下のとおり決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5 第4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9 号の2 の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年 5月21日

(2) 当該決議事項の内容（会社提案）

第1号議案 取締役4 名選任の件

取締役として、石原直樹、落合正美、中道賢一、張偉の各氏を選任する。

第2号議案 監査役1 名選任の件

監査役として、松崎祐之を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果（会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果及び賛成の割合
第1号議案				
石原 直樹	30,726	158	0	可決 83.76%
落合 正美	30,726	158	0	可決 83.76%
中道 賢一	30,726	158	0	可決 83.76%
張 偉	30,726	158	0	可決 83.76%
第2号議案				
松崎 祐之	30,728	156	0	可決 83.77%

（注） 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部は集計しておりません。

(平成24年5月21日)

1 提出理由

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

代表取締役になった者

当該異動に係る代表取締役の氏名、役職名及び生年月日

氏名 石原 直樹

新役職名 代表取締役副社長兼経営企画部部長

旧役職名 経営企画部部長

生年月日 昭和49年9月9日

当該異動の年月日

平成24年5月21日

当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

該当事項はありません。

新たに代表取締役になる者の主要略歴

平成17年2月 株式会社ケア・アソシエイツ(現 株式会社アルテディア)入社

平成21年4月 株式会社アルテディア・レジデンス代表取締役

平成21年7月 株式会社アルテディア ケアビジネス事業本部本部長

平成21年8月 株式会社健康倶楽部代表取締役

平成24年2月 株式会社インデックス顧問(現任)

平成24年4月 当社顧問

平成24年5月 当社経営企画部部長

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日	平成23年10月27日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第28期第3 四半期)	自 平成24年 2月 1日 至 平成24年 4月30日	平成24年 6月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月18日

株式会社ネットインデックス  
取締役会 御中

### 清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	笥 悦生
指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸谷 英之

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成21年4月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットインデックス及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年8月12日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ネットインデックス・イー・エス及び株式会社ネットモバイルを吸収合併することを決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネットインデックスの平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ネットインデックスが平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は平成22年8月12日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ネットインデックス・イー・エス及び株式会社ネットモバイルを吸収合併することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年6月14日

株式会社ネットインデックス  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 戸谷 英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第28期事業年度の第3四半期会計期間(平成24年2月1日から平成24年4月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年8月1日から平成24年4月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットインデックスの平成24年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年10月21日

株式会社ネットインデックス  
取締役会 御中

### 清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	笥 悦生
指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸谷 英之

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットインデックス及び連結子会社の平成23年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年8月23日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うこと決議した。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネットインデックスの平成23年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ネットインデックスが平成23年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年10月18日

株式会社ネットインデックス  
取締役会 御中

### 清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	笥 悦生
指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸谷 英之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成21年4月1日から平成22年7月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットインデックスの平成22年7月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年8月12日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ネットインデックス・イー・エス及び株式会社ネットモバイルを吸収合併することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年10月21日

株式会社ネットインデックス  
取締役会 御中

### 清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	箕 悦生
指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸谷 英之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットインデックスの平成23年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年8月23日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うこと決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。